

研究主題

いじめ防止等の対策を推進する研究（1年次）

— 東京都公立学校におけるいじめ対策の現状把握と

「保護者・地域プログラム」の開発 —

目次

第1	研究の概要	64
第2	研究の背景とねらい	
1	いじめ問題に関する研究の背景	65
2	研究の位置付け及び研究のねらい	66
第3	研究の方法	
1	研究の体制	66
2	研究の経過	67
第4	研究の内容	
1	基礎研究	
(1)	「保護者・地域プログラム」に関する先行研究等の調査・分析	67
(2)	「いじめ問題に対する意識調査」の検討	68
2	開発研究	
(1)	プログラムの開発	68
(2)	保護者プログラムの開発	68
(3)	地域プログラムの開発	78
3	調査研究	
(1)	調査の目的	81
(2)	調査の項目	81
(3)	調査方法	83
(4)	調査期間	83
(5)	調査対象及び対象人数	83
(6)	調査の結果	84
第5	研究の成果と今後の取組	
1	研究の成果	88
2	今後の取組	88

＜研究の成果と活用＞

1 研究の成果

- 保護者プログラム及び地域プログラムの開発
- 「いじめ問題に対する意識調査」質問紙調査の実施

2 研究成果の活用

- 「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」下巻への調査結果・プログラムの掲載
- 「いじめ問題に関する教員研修」の実施

第1 研究の概要

<p>【社会状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめに係る法律や条例等の整備 	<p>【実態】</p> <p>《児童・生徒》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめられても、「誰にも相談していない」 (令和元年度) 1,289件 (2.0%) <p>《学校》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者等と共通理解に熱心に取り組んでいるが、学校の発信の理解や受け止めとの間に乖離がないかという視点から、周知の在り方を見直すことが重要（「答申」）
<p>【今日的な教育課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの認知件数0の学校 (令和元年度) 15.1% ○ 増加傾向にある重大事態の発生件数 (令和元年度) 45件 	

「東京都教育ビジョン（第4次）」
 「基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育」
 施策展開の方向性⑭「いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します」

第3期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 答申（令和2年7月）
 「東京都におけるいじめ防止対策の一層の推進に係る方向性」
 いじめ問題対策委員会からの提言・いじめ防止対策の一層の推進に向けた7つの方策

東京都内公立学校におけるいじめ防止対策のより一層の充実・推進

【研究主題】
 いじめ防止等の対策を推進する研究（1年次）
 - 東京都公立学校におけるいじめ対策の現状把握と「保護者・地域プログラム」の開発 -

【主題設定の理由】

- 東京都教職員研修センターでは、平成24・25年度に、いじめ総合対策の一つに位置付けられた研究として「いじめ問題に関する研究」を実施し、平成26年7月に「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」を作成した。その内容は、平成29年3月に改訂し、「いじめ総合対策【第2次】」下巻にまとめた。
- 本研究では、いじめ対策に対する現状と課題を明らかにすることを目的とした調査の成果を生かし、「学習プログラム」と「教員研修プログラム」を改善し、「保護者プログラム」及び「地域プログラム」を開発する。学校、保護者、地域社会が普段からのパートナーシップ、双方向の関係づくりを大切にし、大人が「子供がSOSを出しやすい存在」、「子供が安心して相談できる人」になることで、いじめ防止等の対策をより一層推進することをねらいとする。

【研究仮説】
 いじめ対策に対する現状と課題を明らかにすることを目的とした調査の成果を生かし、学習プログラム及び教員研修プログラムを改善し、保護者プログラム及び地域プログラムを開発することで、いじめ防止等の対策をより一層推進することができるであろう。

<p>1 調査研究 質問紙調査 計34校 13,177名 (小学校20校 中学校9校 高等学校3校 特別支援学校2校)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>児童・生徒</th> <th>教員</th> <th>保護者</th> <th>地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9,659名</td> <td>883名</td> <td>2,315名</td> <td>320名</td> </tr> <tr> <td>・いじめの経 験や原因 ・いじめ問題 で学習し たい内容等</td> <td>・いじめに関 する指導 の実態等</td> <td>・いじめの防 止、解消に 向けた取 組への関 心等</td> <td>・いじめの防 止、解消に 向けた取 組への関 心等</td> </tr> </tbody> </table>	児童・生徒	教員	保護者	地域	9,659名	883名	2,315名	320名	・いじめの経 験や原因 ・いじめ問題 で学習し たい内容等	・いじめに関 する指導 の実態等	・いじめの防 止、解消に 向けた取 組への関 心等	・いじめの防 止、解消に 向けた取 組への関 心等	<p>2 開発研究</p> <p>(1) プログラムの改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学習プログラム」 ・「教員研修プログラム」 <p>(2) プログラムの開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保護者プログラム」 ・「地域プログラム」 <p>(研究協力校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北区立稲田小学校 ・東大和市立第二中学校 ・都立昭和高等学校 ・都立志村学園
児童・生徒	教員	保護者	地域										
9,659名	883名	2,315名	320名										
・いじめの経 験や原因 ・いじめ問題 で学習し たい内容等	・いじめに関 する指導 の実態等	・いじめの防 止、解消に 向けた取 組への関 心等	・いじめの防 止、解消に 向けた取 組への関 心等										

第2 研究の背景とねらい

1 いじめ問題に関する研究の背景

平成25年の「いじめ防止対策推進法」施行により、いじめの定義、関係者の責務等が定められ、社会全体でいじめ問題に向き合い、対処していくための基本的な理念や体制が示された。

法の制定後、東京都は、いじめ防止に向けた体制を整備した。（表1）

また、東京都立教育研究所及び東京都教職員研修センターでは、いじめ問題に関する研究や資料の開発に取り組み、その成果は、児童・生徒に対するいじめ防止のための授業や教員の研修等に活用されてきた。（表2）

特に、平成24・25年度「いじめ問題に関する研究」では、「いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの幼児・児童・生徒にも起こり得るものである。」という考え方の下に、全ての学校の、全ての教員が実践できる対応策を模索した。この研究では、調査研究として、いじめに関する意識調査を都内公立学校の児童・生徒、教員、保護者、都民（地域関係者）、関係諸機関の職員、約14,000名を対象に実施し、分析を行った。また、事例研究として、深刻な事態に至った裁判事例の分析、学校の管理職等への聞き取り調査及び臨床心理士による児童・生徒への聞き取り調査を行い、分析を行った。そして、いじめ問題についての正しい理解と認識を深め、学校におけるいじめ問題の解決に向けた取組や教育活動の推進に資するため、調査・分析から得られた成果を「いじめ問題に関する研究報告書」としてまとめた。

それに基づき、平成26年7月、「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」を作成し、平成28年度末までのおよそ3年間にわたって各学校で活用されてきた。その後、平成29年3月には、「いじめに関する授業」や教職員研修を実施するためのプログラムをまとめた「いじめ総合対策【第2次】」下巻を発行し、各学校では重層的な体制の下、実効的な取組が推進されてきた。

表1 東京都におけるいじめ防止等の対策（平成25年度以降）

平成26年7月	「東京都いじめ防止対策推進条例」公布 「東京都いじめ防止対策推進基本方針」策定 「東京都教育委員会いじめ総合対策」策定
平成29年2月	「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】」策定

表2 東京都立教育研究所・東京都教職員研修センターの取組

昭和59年度～昭和61年度	「いじめーいじめられの心理と構造に関する基礎的研究」
平成7年度～平成9年度	「いじめ解決の方策を求めて」 「いじめの心理と構造を踏まえた解決の方策」
平成18年度	「今、あなたにできること ーいじめ問題の解決を図るための研修資料ー」
平成24年度・平成25年度	「いじめ問題に関する研究」
平成26年2月	「いじめ問題に関する研究報告書」 「いじめ問題に対応できる力を育てるために ーいじめ防止教育プログラムー」
平成29年2月	「いじめ総合対策【第2次】」下巻〔実践プログラム編〕

2 研究の位置付け及び研究のねらい

「東京都教育ビジョン（第4次）」では、「基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育」施策展開の方向性⑭に「いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します」と掲げている。その主な施策展開の一つに、「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】」の着実な推進を挙げ、「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】」に示されている具体的な取組を確実に推進するとともに、その取組に関わる効果の検証や事業評価を行うことなどを示している。

いじめ防止対策推進条例第11条に基づき設置された「第3期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」は、東京都教育委員会からの諮問（平成30年11月14日）を受け、東京都内公立学校における「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】」に基づく取組の推進状況の検証・評価を行ってきた。2年間の審議を経て、令和2年7月には「答申」が示され、東京都におけるいじめ防止対策の現状や取組の推進状況の検証・評価、東京都におけるいじめ防止対策の一層の推進に係る方向性が示された。（表3）

本研究では、第3期「答申」の「いじめ問題対策委員会からの提言」及び「7つの方策」に基づき、特に、学校とともに保護者・地域が一体となって、いじめ防止等の対策を一層推進することを目指して、次の2点に重点を置いた。

- (1) いじめ防止のための「保護者プログラム」、「地域プログラム」の開発
- (2) 都内公立学校の児童・生徒、教員、保護者、地域関係者のいじめ問題に対する意識調査の実施

表3 第3期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 答申（令和2年7月）一部抜粋

いじめ防止対策の一層の推進に係る方向性
いじめ問題対策委員会からの提言 （P23）
(1) まず、子供を信頼していることを示そう。 (2) いじめ予防の基本として、授業の充実を目指そう。 (3) 子供をみる目を養おう。 (4) 教職員間の情報共有を大切にしよう。 (5) 保護者、地域社会と共に手を取り合おう。
7つの方策 （P24～P25）
(1) 「子供自らがいじめについて考え、自ら行動できる」取組の一層の充実 (2) 学校の教育活動全体を通したいじめ防止の取組の充実 (3) いじめの認知に至るプロセスの明示 (4) 教職員が自己の取組を点検するためのレーダーチャートの作成・活用 (5) 家庭・地域向けのプログラムや啓発資料等の作成・活用 (6) 学校サポートチームの魅力、効果的な活用に係る周知 (7) 学校における「いじめ総合対策」の活用促進に向けた工夫

第3 研究の方法

1 研究の体制

研究を推進するに当たり、研究部会を組織し、東京都教職員研修センター所員20名（統括指導主事3名、指導主事7名、教員研究生10名）により研究を進めた。

2 研究の経過（表4）

表4 研究経過

期間	内容
令和2年2月～令和2年3月	研究基本構想の立案
令和2年4月～令和2年5月	基礎研究
令和2年5月～令和2年7月	開発研究①（保護者・地域プログラムの検討）
令和2年8月～令和2年9月	調査研究①（質問紙調査）
令和2年9月～令和2年11月	開発研究②（保護者・地域プログラムの修正）
令和2年12月	調査研究②（質問紙調査の結果分析）
令和3年1月19日	研究のまとめ 教育課題研究発表会、研究内容の発表

※上記に加え、研究部会を月に2回程度実施

第4 研究の内容

1 基礎研究

(1) 「保護者・地域プログラム」に関する先行研究等の調査・分析

「保護者・地域プログラム」の開発に当たり、「いじめ防止対策推進法」施行後に、国や都道府県教育委員会、教育センター等で取り組まれた研究や実践の中で参考になるプログラムを調査した。その際、「いじめ総合対策【第2次】」上巻に示された「いじめ防止等の対策を推進するための六つのポイント」のうち、保護者や地域住民との連携に係る「ポイント5『保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る《保護者との信頼関係に基づく対応》』」と、「ポイント6『社会全体の力を結集し、いじめに対峙する《地域、関係機関等との連携》』」を指針とし、調査の視点を次の3点に設定した。

- ・学校はいじめ防止基本方針等について、保護者や地域住民に対して周知する取組
- ・保護者や地域住民との連携による、いじめの未然防止・早期発見の取組
- ・その他、保護者と地域住民との連携による取組

先行研究や実践を調査・分析した結果、「第3期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」答申の内容を踏まえ、さらに「保護者・地域プログラム」を実効性や汎用性のある内容にするために、次のように基本方針を設定した。

【「保護者・地域プログラム」開発の基本方針】

- ・学校、保護者、地域社会の普段からのパートナーシップ、双方向の関係づくりを大切に、子供を取り巻く大人が「子供がSOSを出しやすい存在」、「子供が安心して相談できる人」になることを目指すこと
- ・学校等の取組等を「知らせる」だけでなく、確実に「伝わる」ように工夫し、保護者や地域住民が、「いじめを生まない環境づくり」に向けて、自分に何ができるか等について考えを深められるようにすること
- ・教員研修プログラム（「いじめ総合対策【第2次】」下巻）を基に開発し、プログラムを実施することで、学校、保護者、地域住民の共通理解の促進を目指すこと
- ・いじめの「未然防止」と「早期発見」に重点を置き、「保護者プログラム」については、

いじめ問題が起きたときに保護者として具体的な対応が求められることを踏まえ、「早期対応」も取り上げること

- ・ 1プログラム10～20分で実施可能な形式にし、各校の状況に合わせて、複数のプログラムを組み合わせるよう工夫すること
- ・ プログラムの展開例、スライド資料、配布資料、事後アンケートの4点を一つのパッケージとし、編集可能な形式で各校に提案すること
- ・ コロナ禍等も踏まえ、保護者会や学校運営協議会のように対面で集まって実施する形式のものだけでなく、紙面等で実施できる形式も各校に提案すること

(2) 「いじめ問題に対する意識調査」の検討

平成24・25年度「いじめ問題に関する研究」の質問紙を基に、意識調査の質問項目を検討した。前回の調査と比較して、いじめ防止に対する取組で大きく異なる点は、国や東京都における法律や条例、対策が整備されたことである。これを踏まえ、質問項目の主な目的と内容を次のように設定した。

- ア 平成24年度に実施した前回調査と同様の質問を行うことで、児童・生徒、教員、保護者、地域関係者の当時と現在の意識を比較すること
- イ 「いじめ防止対策推進法」の施行や、「いじめ総合対策【第2次】」の策定後のいじめ問題に対する意識や取組の状況を把握すること

2 開発研究

(1) プログラムの開発

研究の開始当初は、「保護者プログラム」と「地域プログラム」を一つのプログラムとして開発する予定であった。保護者や地域関係者が、プログラムの実施を通じて、「いじめ」の定義やいじめ問題に対する学校の取組への理解を深め、「子供がSOSを出しやすい存在」や「子供が安心して相談できる人」になってほしいという目的は、保護者・地域関係者とも共通であると考えた。

しかしながら、地域の会合や地域関係者と保護者が共に協議する機会が限られていること、保護者に対しては、年間を通じて保護者会等の様々な機会に、より具体的かつ詳細に、学校の取組やいじめ問題が起きたときの対応について理解を深めてもらうことが重要であるなど、それぞれのかかわり方を踏まえ、二つのプログラムを別々に開発することにした。

(2) 保護者プログラムの開発

ア 主な内容と開発物

基礎研究や「答申」に基づいて検討した結果、次の5本のプログラムを開発した。

- 1 学校いじめ防止基本方針
- 2 いじめの早期発見
- 3 相談しやすい環境づくり
- 4 いじめへの対処
- 5 インターネット上でのいじめ

「保護者プログラム」は、学校と保護者の普段からのパートナーシップ、双方向の関係づくりを目指して開発した。また、保護者が「協力しよう」という意欲や意識をもてるよ

う、「知らせる」のみならず、「伝わる」プログラムになるようにした。

実際の活用場面として、学校全体・学年・学級での保護者会等、多様な機会を想定するとともに、内容に応じて、管理職だけでなく、生活指導主任・学年主任・学級担任等、様々な立場で実施できるよう工夫した。

開発物は、一つのプログラムにつき、プログラムの概要を示した「展開例」、学校の取組に応じて内容の修正が可能な「スライド資料」（図1）、プログラムの補助資料としての「配布資料」（図2）、プログラムのねらいの達成状況を確認し、その後の取組の指針となる「事後アンケート」（図3）の4点をパッケージとして開発した。なお、「スライド資料」、「配布資料」、「事後アンケート」については、東京都教職員研修センターウェブページに、各学校が編集可能なデータ形式で掲載している。



図1 保護者プログラム スライド資料（例）「1 学校いじめ防止基本方針」

いじめについて学校と共に考える「保護者プログラム1」配布資料

〇〇立〇〇〇学校

共に手をとり合おう

- 「学校いじめ防止基本方針」について -

いじめとは【いじめ防止対策推進法 第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

〇〇立〇〇〇学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童（生徒）の心に長く深い傷を残すものであり、人間として絶対に許されない人権侵害である。また、いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得るものであるという基本的認識の下、日常的にいじめの未然防止に取り組むために、学校いじめ防止基本方針を策定しました。

いじめの未然防止

安心安全な居場所づくりと心の通い合う絆づくりを通して、いじめの未然防止に努めます。

日々の授業を通して

- 〇〇学校ルール（例）
楽しく気持ちよく学習を進めるために、名前に「さん」「君」をつけて呼ぶことや、先生や友達に丁寧な言葉遣いをする、人に迷惑を掛けないことなどを指導する。
- 楽しい授業・わかる授業づくり（例）
グループ学習や協同的な活動を工夫し、すべての児童（生徒）が参加・活躍できる授業づくりを進め、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。

道徳の授業を通して

- 命を大切にす道徳の授業（例）
思いやりの心や児童（生徒）一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にす心を育む。

特別活動の取組を通して

- 交流活動の充実（例）
リーダーシップや思いやりの心、上級生に対するあこがれの気持ちを育てる。

いじめの早期発見・早期対応

いじめの早期発見に向けて、組織として対応するために「学校いじめ対策委員会」を核として対応していきます。

- 〇スクールカウンセラーや担任による児童（生徒）面談の状況把握
- 〇児童（生徒）や保護者へ生活意識調査やいじめ実態調査の実施
- 〇いじめにかかわる情報の収集、分析、指導方針の見直し
- 〇保護者・地域からのいじめに関する情報の収集

いじめの早期解決のためのフローチャート

```

graph TD
    A[①子供の様子の変化への気づき・通報] --> B[②報告・連絡・相談]
    B --> C[③情報集約、全体像の把握、方針の決定]
    C --> D[いじめの早期解決]
    
    subgraph Staff
        B1[情報を得た教職員  
担任・学年主任等  
生活指導主任]
        B2[校長  
副校長  
教員]
    end
    
    subgraph Committee
        C1[学校いじめ対策委員会]
        C2[職員会議]
    end
    
    B1 --> B2
    B2 --> C1
    C1 --> C2
    C2 --> C1
    
```

「いじめ」に対する、学校の基本的な考え方や姿勢について、学校いじめ防止基本方針を基に記入する。

いじめの未然防止の取組として、どのようなことを行っているかについて具体的に紹介する。いじめの早期発見・早期対応も同じように示す。

学校で作成しているフローチャートを活用し、早期解決に向けて、どのように対応するのかを視覚的に提示する。

図2 保護者プログラム 配布資料（例）「1 学校いじめ防止基本方針」

いじめについて学校と共に考える「保護者プログラム1」アンケート

〇〇立〇〇学校
令和 年 月 日（ ）

本日は、御多用のところ御参加いただき、誠にありがとうございます。
今後のプログラムの改善に向けて、アンケートに御協力をお願いいたします。

お子様の学年（〇を付けてください）					
第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年

- 1 「いじめの定義」について理解を深めることができましたか。
当てはまるものを選び、その番号に〇を付けてください。

十分理解できた 理解できた あまり
理解できなかった 理解できなかった

4 3 2 1

- 2 本校の「学校いじめ対策基本方針」について理解を深めることができましたか。当てはまるものを選び、その番号に〇を付けてください。

十分理解できた 理解できた あまり
理解できなかった 理解できなかった

4 3 2 1

- 3 御意見・御感想等がございましたら、御記入をお願いいたします。

--

御協力ありがとうございました。

プログラムの改善や、他のプログラムを実施する際の
参考資料として活用する。

図3 保護者プログラム 事後アンケート（例）「1 学校いじめ防止基本方針」

イ 保護者プログラムの内容

(7) 保護者プログラム 1 学校いじめ防止基本方針

○ねらい

学校いじめ防止基本方針の内容や学校いじめ対策委員会の役割、いじめの定義についての理解を深める。

○活用場面

保護者会（学校全体）

○担当者

校長、副校長、生活指導主任

○展開例（20分）

時間	主な取組	実施上の留意点
10分	1 プログラムの主旨を説明する。 2 いじめの定義や現状について伝える。	○ 学校いじめ防止基本方針について、説明することを伝える。 ○ いじめに対する正しい共通理解が図れるよう、クイズ形式で簡単な質問をする。 ○ 保護者が、終始聞きやすい雰囲気づくりを心掛ける。 ○ いじめに関する最新の法規に基づき、いじめの定義について確認する。 ○ いじめは、どの学校、どの子供にも起こり得るため、未然防止の対策や、早期発見の意識が必要であることを伝える。
10分	3 学校いじめ防止基本方針について説明する。 4 学校と家庭が連携することについて確認する。	○ 学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見について具体的な取組を説明する。また、児童・生徒の主体的な取組も紹介する。 ○ 学校いじめ防止基本方針を基に、家庭での具体的な取組を確認する。

(4) 保護者プログラム2 いじめの早期発見

○ねらい

子供がいじめの被害者にも加害者にもなり得ることを理解し、子供が発するいじめのサインを見抜き、適切に対応できるようにするとともに、発見した場合は適切な相談窓口を活用できるようにする。

○活用場面

保護者会（学校全体、学年、学級）

○担当者

生活指導主任、学年主任、学級担任

○展開例（20分）

時間	主な取組	実施上の留意点
3分	1 いじめの定義や現状について確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「いじめ防止対策推進法」第2条1項に基づき、いじめの定義を確認する。 ○ いじめと判断する行為が、広範囲なものになってきた背景も確認する。 ○ いじめを受けたときの相談状況は、スライド資料の補足として配布資料も併せて確認し、重要なポイントを確認する。 ○ 無意識にいじめの加害者になってしまうことや、いじめがどの子供にも起こり得ること、子供たちをいじめの被害者にも加害者にもしたくないことを伝える。
7分	2 チェックリストを活用し、子供の状況を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの早期発見には、子供の状況を普段から把握することが重要であることを伝える。
10分	3 いじめ問題の解消に向けた学校の体制と対応例を紹介する。 4 学校の他に相談できる各種機関を紹介する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 速やかに、学校に連絡してほしい旨を伝える。 ○ いじめの解決に向けて、保護者と一緒に対応を考えていくことを強調する。 ○ 学校以外の機関にも相談できることを伝える。

(ウ) 保護者プログラム3 相談しやすい環境づくり

○ねらい

学校には、いじめをはじめ、子供について気になることや困っていることを相談できる窓口が多様にあることや、学校以外にも相談窓口があることを知る。

○活用場面

保護者会（学校全体、学年）

○担当者

管理職、生活指導主任、担任等の関係教職員

○展開例（20分）

時間	主な取組	実施上の留意点
2分	<p>1 子供のことで気になっていること、困っていると思われることをテーマに挙げて話し合い、保護者の関心と問題意識を喚起する。（司会）</p> <p>（例） <ul style="list-style-type: none"> ・学習についていけているか。 ・友達と仲良くできているか。 ・学年相応に成長しているか。 ・いじめられていないか。 </p> <p>2 子供のことを学校に相談してよいこと、学校に相談してほしいことを伝える。（司会）</p>	<p>○ いじめに限定すると、重く受け止めたり無関心になったりする可能性があるため、話題を広めに設定する。</p>
15分	<p>3 学年の担任が自己紹介をする。（各担任、一人1分程度）</p> <p>4 担任以外の教職員が自己紹介をする。（各教職員、一人2分程度）</p> <p>（想定される教職員） <ul style="list-style-type: none"> ・生活指導主任 ・養護教諭 ・特別支援教育コーディネーター ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー等 </p>	<p>○ 相談窓口は担任が基本であるが、担任以外の教職員に相談してもよいことを伝える。</p> <p>○ 氏名と役職だけでなく、保護者がイメージをもてるよう、具体的に話す。</p> <p>（考えられる自己紹介の内容） <ul style="list-style-type: none"> ・プロフィール ・相談日時 ・相談場所 ・申込方法 ・活動内容や相談内容 ・相談は無料であること（SSW等） ・相談内容の秘密は守られること <p>○ 具体的にイメージをもたせること、直接メッセージを伝えることが大切であるため、教職員はできる限り参加する。</p> <p>○ 冒頭に挙げた話題を誰に相談するとよいのかを明確に伝える。</p> </p>
1分	<p>5 学校以外にも相談窓口があることを紹介する。（司会）</p>	<p>○ 全てを学校に相談しなければならないといった強い印象を和らげるようにする。</p>
2分	<p>6 いじめや悩みを解決できる子育ての環境には、学校と家庭・地域の協力が必要であることを伝える。（司会）</p> <p>7 学校の相談窓口について、保護者から質問があれば回答する。（該当教職員）</p>	<p>○ 保護者の協力が大切であることを改めて強調する。</p>

(I) 保護者プログラム4 いじめへの対処

○ねらい

事例を基に、いじめが発生した際の対処法について、いじめられた側の保護者、いじめた側の保護者双方の立場から考えることを通して、いじめ問題に対する理解を深める。

○活用場面

保護者会（学年、学級）

○担当者

学年主任、担任

○展開例（15分）

時間	主な取組	実施上の留意点
4分	1 いじめの定義について説明する。 2 学校の取組について紹介する。	○ 配布資料等を活用して、いじめ防止対策推進法等にも触れる。 ○ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく活動の様子を、可能であれば写真等で紹介する。
10分	3 事例について説明し、登場する児童・生徒の保護者の立場で、自分ならどう対処するか、参加者に考えてもらう。	○ いじめられた側の保護者、いじめた側の保護者双方の立場で考えるよう促す。 ○ 各立場で考える部分では、状況に応じてグループで検討し、代表者が発表する等、参加人数に合わせて柔軟に対応する。 ○ 参加者やグループの発表を行う際には、受容的に聞くよう促す。
1分	4 保護者に「子供がSOSを出しやすい存在」となるよう呼び掛ける。 5 学校をはじめとする緊急時の連絡先を紹介する。	○ 東京都教育委員会作成のリーフレット「『どうしたの？』一声かけてみませんか～子供の不安や悩みに寄り添うために～」を活用し、「子供がSOSを出しやすい存在」となるよう、保護者に周知する。 ○ 学校をはじめとする緊急時の連絡先を紹介し、必要に応じて相談先を選択し、相談するよう伝える。

(オ) 保護者プログラム5 インターネット上でのいじめ

○ねらい

インターネット上でのいじめへの具体的な対応方法について理解を深める。

○活用場面

保護者会（学校全体、学年、学級）、道徳授業地区公開講座

○担当者

管理職、生活指導主任、担任等の関係教職員



○展開例（15分）

時間	主な取組	実施上の留意点
6分	<p>1 インターネット上のトラブルについて、どのようなものがあるか確認する。</p> <p>2 子供に起きやすいトラブルの一つである「悪口・いじり」について事例を挙げて確認する。</p> <p>3 「SNS東京ルール」等、学校（学区）での取組、「SNS家庭ルール」について確認する。</p> <p>4 「SNS東京ノート(活用の手引)」P33～35に基づき、インターネット上に不適切な情報が掲載された場合の対応について確認する。</p>	<p>○ 学校（学級）の実情を踏まえて事例を紹介することが望ましい。</p> <p>○ 事例から、ふとしたこと、悪気のないことでもトラブルにつながることを確認する。</p> <p>○ 東京都教育委員会、区市町村教育委員会として、インターネット上のいじめ防止に向けて取り組んでいることを伝え、理解を求める。</p> <p>○ 「SNS家庭ルール」を作るよう啓発する。</p> <p>○ ルールを守るためには、話し合っていて決めることが有効であることについて、データを示して説明する。</p> <p>○ 困ったときの相談先を紹介する。</p> <p>○ インターネット上のいじめにつながるトラブルは、学校が把握しづらいことについても触れ、保護者による協力の重要性を確認する。</p>
8分	<p>5 「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」といった視点から、どのように対応すればよいか協議してもらう。</p>	<p>○ 話し合ったことについて発表するなどして共有を図る。</p>
1分	<p>6 いじめにつながるトラブルがあった場合は、学校に連絡することを確認する。</p>	<p>○ 全体会の終了後、個別に対応する時間を設けるなどして、質問に答える。</p>

ウ プログラムの検証と紙面による取組

今年度は、研究部会での開発・協議と、研究協力校での協議を重ね、「保護者プログラム」を開発し、研究協力校での検証を予定していた。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響で、研究協力校で保護者会等を実施することが困難となり、実施できても短時間であったため、学校での十分な検証を行うことができなかった。

研究協力校と協議した際、紙面を通じた実施は可能であるとの意見をいただき、プログラムの一部（「いじめ問題に対する基本的な考え方」、「学校がいじめ問題に対する具体的な取組」、「いじめの早期発見（「いじめのサイン」の紹介）」を取り入れた資料を作成した。（図4）

保護者の皆様へ	令和〇年〇月〇日
「いじめの根絶を目指します」	
〇〇立〇〇〇学校 校長 〇〇 〇〇	
いじめは、「どのような社会にあっても許されない人権侵害」です。また、いじめは、どの学校にも起こり得るものであることを踏まえ、教員の感性を高め、未然防止に努めると同時に、早期発見・早期対応にあたり、家庭・地域と連携しながらいじめ根絶を目指します。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【具体的な取組】 1 生徒、保護者、地域関係者、教員を対象としたアンケート調査を実施します（9月） 2 全学年・全クラスで、いじめ防止を目的とした取組を実施します 3 保護者や地域関係者と連携した取組を実施します 4 教職員全員で、いじめの早期発見、未然防止、早期対応を目指した研修を実施します </div>	
保護者の皆様へ 「いじめのサイン」で、「いじめ」に気付く 言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでと違った行動や態度などが現れます。以下に、「保存版 いじめのサイン発見シート✓」（文部科学省）を参照して作成しました。普段の生活との違いを確認してください。 ≪いじめられているかも…≫	
■登校前■ <input type="checkbox"/> 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。 <input type="checkbox"/> 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。 <input type="checkbox"/> 遅刻や早退が増えた。 <input type="checkbox"/> 食欲がなくなったり、黙って食べるようになったりする。	
■下校後■ <input type="checkbox"/> 携帯電話やメールの着信音におびえる。 <input type="checkbox"/> 勉強しなくなる。集中力がない。 <input type="checkbox"/> 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。 <input type="checkbox"/> 親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。	
■夜■ <input type="checkbox"/> 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。 <input type="checkbox"/> ささいなことでイライラしたり、物にあたりたりする。 <input type="checkbox"/> 学校や友達の話題が減った。 <input type="checkbox"/> 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。 <input type="checkbox"/> パソコンやスマートフォンをいつも気にしている。 <input type="checkbox"/> 理由をはっきり言わないあざや傷跡がある。 <input type="checkbox"/> 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 <input type="checkbox"/> 学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れたりしている。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。 <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり破れていたりする。	
<いじめをしている側のサイン> <input type="checkbox"/> 言葉づかいが荒くなる。言うことを聞かなくなる。人のことをばかにする。 <input type="checkbox"/> 買った覚えのない物を持っている。 <input type="checkbox"/> 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。	
【お問合せ】 副校長 〇〇 〇〇	

年間指導計画に基づき、学校の具体的な取組を記入する。

図4 紙面を通じた取組（例）

(3) 地域プログラムの開発

ア 主な内容と開発物

基礎研究や「答申」に基づいて検討した結果、地域住民が子供のSOSを受け止め、学校と共にいじめ防止に取り組めるようにする観点から、次の3点を主な内容とした。

- (ア) 「いじめ防止対策推進法」第2条に基づく「いじめ」の定義に対する理解
- (イ) 学校の取組について知ってもらうための「学校いじめ防止基本方針」に対する理解
- (ウ) いじめの未然防止、早期発見、いじめを生まない環境づくりのために地域でできることの協議

「地域プログラム」は、学校運営協議会や道徳授業地区公開講座等での活用を想定し、開発した。開発物は、「保護者プログラム」同様、「展開例」、「スライド資料」、「配布資料」、「事後アンケート」の4点を一つのプログラムのパッケージとした。なお、これらについても、東京都教職員研修センターウェブページに、各学校が編集可能な形式で提供している。

イ 地域プログラムの詳細

「共に手を取り合おうーいじめを生まない環境づくりー」というテーマで、地域の方々と一緒に、いじめの定義や学校の取組、地域住民としてできることについて考える展開とした。

○ねらい

いじめの定義やいじめ問題に対する学校の取組を理解し、いじめ問題を克服するために、地域住民としてできることを考える。

○活用場面

学校運営協議会、道徳授業地区公開講座等

○担当者

校長、副校長、生活指導主任

○展開例（20分）

時間	主な取組	実施上の留意点
1分	1 プログラムの主旨を説明する。	○ ねらいに基づき、プログラムを実施する主旨について確認する。
8分	2 いじめの定義や現状について確認する。 (1) 具体的な子供の様子を基に、いじめかどうかについて個人で考える。 (2) 「いじめにあたるのは、どれか」、そのように考えた理由について考え、互いの意見を交流する。 (3) 「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめ」の定義を確認する。	○ いじめかどうかについて考える事例として、意見の分かれるものを取り上げて扱うことで、認識の違いを共有する。 ○ 子供時代の体験や大人になってからの経験、これまで蓄積した知識や情報に基づいて、それぞれが自分なりのいじめに対する認識をもっていることを確認する。 ○ 法の定義を示した後、次の点を確認する。 ・被害を受けた子供が、「つらい」、「痛い」などの心身の苦痛を感じていれば、いじめと判断されること

	<p>(4) 最初の例について、法における「いじめ」の定義に基づき、いじめかどうか考える。</p> <p>(5) 東京都におけるいじめの状況について確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校が「どの学校、どの子供にもいじめは起こり得る」という認識をもって取り組んでいること ・ いじめの定義の変遷の背景 <p>○ ささいなことも「いじめではないか」と感度を高め、いじめの兆候を把握し、すぐに対応するようにしておくことが大切であることを確認する。</p> <p>○ 東京都のデータにおける校種別の違いや学校の状況を確認する。</p> <p>○ いじめられていても、誰にも相談していない児童・生徒がいるという事実を確認し、受講者に「子供がSOSを出しやすい存在」、「子供が安心して相談できる人」になってほしいことを伝える。</p>
3分	3 学校いじめ防止基本方針を基に、学校の取組について紹介する。	<p>○ いじめ問題に対する基本的な考えを確認する。</p> <p>○ 学校の取組について、未然防止、早期発見、早期対応の観点から紹介する。写真等を入れることで、学校の取組を具体的に理解してもらえよう工夫する。</p> <p>○ 「子供自らがいじめについて考え、自ら行動できる」取組についても紹介し、教職員だけでなく、子供たちもいじめ問題に取り組んでいることを伝え、大人の協力を促す。</p> <p>○ 必要に応じて、条例等を示し、条例に示された地域住民の責務について確認する。</p>
7分	4 いじめの未然防止、早期発見、いじめを生まない環境づくりのために地域全体でできることについて考える。	<p>○ これまでの取組等を例に挙げ、考える手だてとする。</p> <p>【例】・ 夕方の見守りで気になる子供を見掛けたら、声を掛ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場体験学習や地域の行事を通じて、子供たちと積極的に関わる。 <p>○ 受講者が多い場合は、グループに分かれて協議し、グループの意見を報告・交流する時間を設ける。</p> <p>【例】・ 各自が考えた案を付箋紙に記入し、共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校便り等にまとめ、発信する。
1分	5 今後の方向性について確認する。	<p>○ いじめ防止等の取組を推進するために、地域関係者、保護者、学校の普段からのパートナーシップ、双方向の関係づくりが重要であることを確認するとともに、学校はそのために何をしていくのかについても伝える。</p> <p>○ 保護者向けリーフレット「どうしたの？一声かけてみませんか」を活用し、子供の変化に対する気付き方や気付いたときの声の掛け方について、具体的な例を基に確認する。</p>

ウ プログラム実施と効果

(7) プログラムの実施

令和2年9月、研究協力校の学校運営協議会において、「地域プログラム」を実施した。（参加者7名）

(4) プログラムの効果

プログラム実施後、ねらいの達成状況を確認するために、次の内容の理解について「事後アンケート」を行った。なお、（ ）に示す数値は、4件法で回答した結果の平均値を表す。（4：「十分理解できた」、3：「理解できた」、2：「あまり理解できなかった」、1：「理解できなかった」）

- ・ 「いじめの定義」に対する理解（3.4）
- ・ 学校のいじめ防止基本方針に対する理解（3.2）
- ・ 地域住民として、いじめの防止、早期発見、いじめを生まない環境づくりに向けて取り組むことへの理解（3.7）

いずれの項目についても、参加者全員が「十分理解できた」、「理解できた」と回答し、プログラムのねらいを達成することができた。また、アンケート実施後、「いじめ問題に関する意識調査（地域関係者）」を行ったところ、プログラムを受講していない保護者よりも学校いじめ防止基本方針や学校の取組に対する理解が深まっていた。

「いじめの定義」に対する理解では、参加者それぞれの経験に基づいて意見が出されていたが、いじめ防止対策推進法に基づく定義の提示後は、学校等といじめについて共通理解していくため、定義に基づく判断が必要であることへの理解が深まっている様子が見られた。学校のいじめ防止基本方針については、具体的な内容が紹介されることで、学校がどのようにいじめ問題に取り組んでいるのかについて理解が深まっていた。プログラムの最後には、地域住民としてできることについて、以下のような意見があった。

【地域住民としてできること】

- ・ 登校時間を過ぎて学校に行く子供を見かけたら、声を掛けたり、下校時刻に合わせて買い物に行ったりするなど、子供たちの様子に積極的に気を配っていく。
- ・ 公園などを通るとき、いじめと思えるような場面を見たら積極的に声を掛ける。

アンケートに記入された意見や感想には、「いじめの定義やいじめかどうかを考える際に手がかりとなる行為について掲示物にし、自治会の掲示板に貼れば、子供も大人も分かりやすく、情報を共有でき、対応がしやすいのではないか。」という意見や、「校長のリーダーシップの下、教職員、地域関係者等で連携を図りながら対応していきたい。」という感想も聞かれ、いじめ問題に対する共通理解を図ることができた。

また、プログラムの実施後、実施担当教員等に対するインタビューを行ったところ、以下のような意見があった。

【プログラム実施後の感想】

- ・ 学校のいじめ防止基本方針や、学校の具体的な取組に基づいてスライド資料の内容を入れ替えるだけで活用できるので、教員にとって新たな負担も少なく、活用し

やすかった。

- ・ プログラムを実施し、地域住民の意見を聞くことで、地域のよさや地域との連携の重要性、学校としての取組の責務等について改めて考える機会となった。

以上のことから、「地域プログラム」の実施を通じて、日常的な連携に基づく、真の双方向の関係づくりにつながることを学校も地域住民も実感することができたようである。

3 調査研究

(1) 調査の目的

次の目的で調査を実施し、いじめ問題の現状把握を目指した。

- ア 平成 24 年度に実施した「いじめ問題に関する研究」と同様の質問を行い、児童・生徒、教員、保護者、地域関係者の当時と現在とのいじめ問題に対する意識を比較すること
- イ 「いじめ防止対策推進法」の施行や、「いじめ総合対策【第 2 次】」の策定後に行う調査として、いじめ問題に対する意識等の変化や現状を把握すること
- ウ 毎年実施されている文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生活指導上の諸課題に関する調査」のみでは把握困難な個人の意識や課題、保護者・地域関係者の意識等を把握すること

(2) 調査の項目（表 5）

これまでの東京都教育委員会が実施した調査研究としては、平成 7 年度「いじめ問題の研究」により、いじめの心理と構造等に関する研究がある。平成 24・25 年度の研究では、平成 7 年度の調査と同じ項目の調査を実施し、当時の児童・生徒の意識と現在の児童・生徒の意識とを比較するとともに、インターネットやメール等のマナーやルールなどの新たな項目を追加した。

今回の調査でも、平成 7 年度、平成 24 年度の調査と同じ項目で調査を実施するとともに、前述にある調査の目的のイ及びウを踏まえ、新たに内容を 2 点追加した。

- ア 「いじめ総合対策【第 2 次】」の検証として、いじめの定義や学校のいじめ防止基本方針等に関する質問
- イ 教員、保護者、地域関係者に対する質問項目として、「大人の間でのいじめやからかい」による子供のいじめへの影響やいじめ問題をめぐる現状を踏まえ、良好な人間関係を保つために心掛けていることに関する質問

表 5 調査研究における主な質問項目

対象	主な項目（・前回調査と同じ項目 ○追加項目）
児童・生徒 教員 保護者 地域関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの背景や原因についてどのようなことがありますか ・ いじめの解消についてどのようなことが大切だと思いますか ・ 「いじめる子供」は、なぜいじめるのだと思いますか ・ 「いじめられる子供」は、なぜいじめられるのだと思いますか ・ 「いじめを見ている子供」は、なぜいじめを見ているのだと思いますか ・ 「いじめられていることを相談できない子供」は、なぜ相談できないのだと思いますか ・ インターネットや携帯電話はいじめにどのように関わっていると思いますか

<p>教員 保護者 地域関係者</p>	<p>○大人の間でのいじめやからかいが、子供のいじめを助長していると思いますか ○職場での良好な人間関係を保つために、どのようなことを心掛けていますか</p>
<p>児童・生徒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラスの誰かをからかうことを悪いと思いますか ・ 特定の人を仲間外れにしたり、無視したりすることを悪いと思いますか ・ いらいらしていることが多いですか ・ 気持ちが沈んでいることが多いですか ・ 授業は楽しいですか ・ いじめられるのがつらくても自殺はしてはいけないと思いますか 等 <p>（いじめられた経験）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われたことがありますか ・ いじめられたとき、どう思いましたか ・ いじめられたことを誰かに相談しましたか ・ いじめられたことを誰に相談しましたか 等 <p>（いじめた経験）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言ったことがありますか 等 <p>（いじめを見た経験）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クラスで、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言うなどの行動を見たり聞いたりしたことがありますか ・ いじめを見たとき、あなたはどうしましたか <p>○いじめ問題を解決するために、学習したい、学習した方がよい内容は何ですか ○いじめを見ていて、いじめを止めるためにやりたいと思ったけど、自分もいじめられると思って怖くてやれなかったことは何ですか</p> <p><自尊心感情について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私は今の自分に満足している ・ 人の意見を素直に聞くことができる ・ 人と違っていても自分が正しいと思うことは主張できる 等の 22 項目
<p>教員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分かる授業の工夫がいじめ防止につながると思いますか ・ いじめ問題を解決したことがありますか ・ いじめがあったとき、学校ではどのような対応をしていますか <p>○「いじめ防止対策推進法」に定められた「いじめ」の定義を理解していますか ○現行の「いじめ」の定義に基づき、いじめを認知する際、いじめかどうかを判断する基準となるのはどれですか ○いじめを認知する際、児童・生徒のどのような点で気付くことが多いですか ○所属校の「学校いじめ防止基本方針」の内容について、どの程度知っていますか ○所属校の「学校いじめ対策委員会」の役割、構成員、頻度について知っていますか ○「いじめやいじめの疑いがある状況」を見聞きしたとき、すぐに周囲の同僚に相談や報告をしていますか</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○どのように情報を報告したり、記録したりしていますか ○「いじめ」の未然防止のために、取り組んでいる内容や特に力を入れて取り組んでいる内容はありますか
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで学校でいじめがあったとき、学校がどのような対応をしているか知っていますか ・学校の「いじめ」の防止・解決のために、保護者として取り組もうと思うことはどれですか
地域関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の「いじめ」の防止・解決のために、地域関係者として取り組もうと思うことはどれですか
保護者 地域関係者	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の「いじめ」の対応に関する方針（学校いじめ防止基本方針）の内容を知っていますか（説明を受けた内容、説明する機会として効果が高いもの） ○学校の「いじめ」の未然防止や早期発見、早期解決のための取組として、知っているものは何ですか

(3) 調査方法

質問紙法

(4) 調査期間

令和2年8月～9月

(5) 調査対象及び対象人数（表6）

表6 調査対象及び対象人数

対 象	人 数	内 訳
児童・生徒	9,659名	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校第4学年～第6学年 4,402名 ・中学校第1学年～第3学年 2,587名 ・高等学校第1学年～第3学年 2,437名 ・特別支援学校 233名
教員	883名	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 451名 ・中学校 181名 ・高等学校 159名 ・特別支援学校 92名
保護者	2,315名	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 1,243名 ・中学校 760名 ・高等学校 293名 ・特別支援学校 19名
地域関係者	320名	地域関係者、学校評議員、部活動支援員など <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 181名 ・中学校 78名 ・高等学校 27名 ・特別支援学校 34名
合計	13,177名	

(6) 調査の結果

今回の調査で新たに追加した項目について、調査の結果の一部を紹介する。

なお、各グラフの数値は小数第2位を四捨五入している。

ア いじめ問題を解決するために学習した方がよい内容（児童・生徒【複数回答 ※三つまで選択】）（図5）

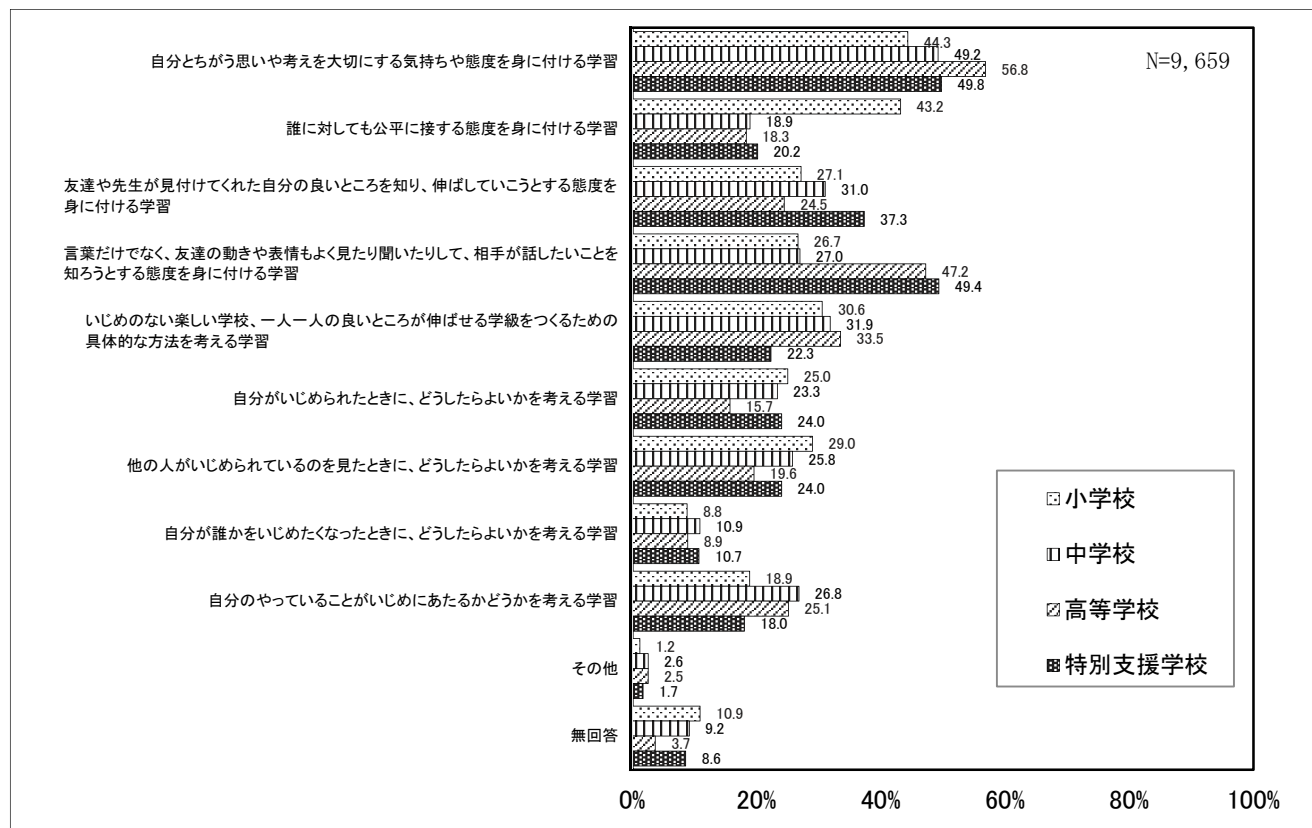


図5 いじめ問題を解決するために学習した方がよい内容

いじめ問題を解決するために学習した方がよい内容として、全校種で「自分と違う思いや考えを大切にする気持ちや態度を身に付ける学習」が最も多かった。続く2位以下は、校種ごとに異なる。小学校は、「誰に対しても公平に接する態度を身に付ける学習」、中学校は「いじめのない楽しい学校、一人一人の良いところが伸ばせる学級をつくるための具体的な方法を考える学習」、高等学校及び特別支援学校は、「言葉だけでなく、友達の動きや表情もよく見たり聞いたりして、相手が話したいことを知ろうとする態度を身に付ける学習」であった。

イ いじめを止めるためにやりたいと思ったけど、怖くてやれなかったこと（児童・生徒【複数回答】）（図6）

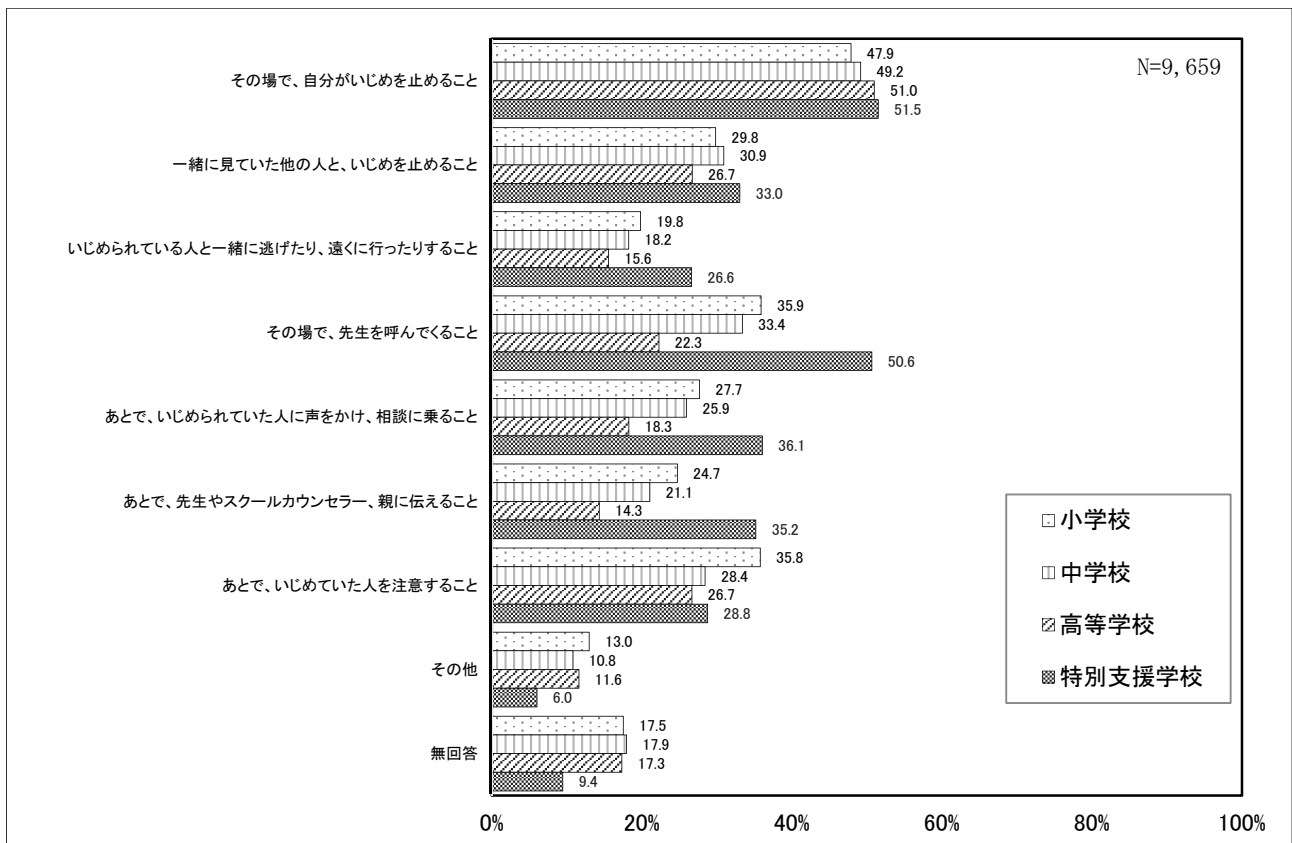


図6 いじめを止めるためにやりたいと思ったけど、怖くてやれなかったこと

いじめを止めるためにやりたかったけど、怖くてやれなかったこととして、全校種で最も多かったのは、「その場で、自分がいじめを止めること」であった。児童・生徒の半数が回答しており、いじめを止めたいと思っているものの、行動できない子供たちの状況が明らかになった。

ウ 「いじめ防止対策推進法」に定められた「いじめ」の定義の理解（教員【単数回答】）
（図7）

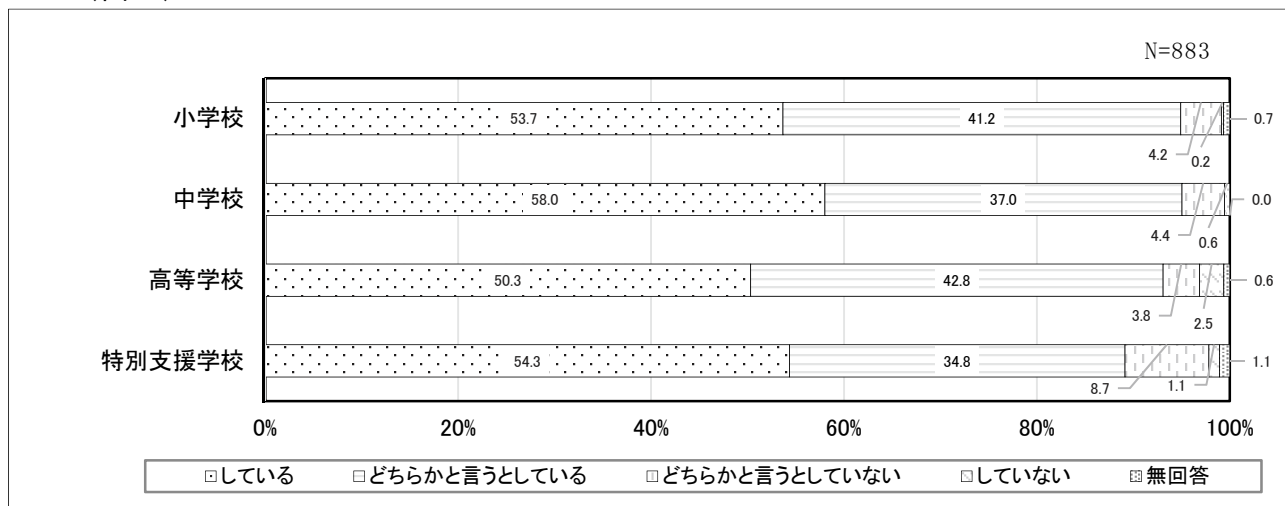


図7 「いじめ」の定義の理解

「いじめ防止対策推進法」に定められた「いじめ」の定義の理解については、9割の教員が「理解している」又は「どちらかというとして理解している」と回答している。

エ 「いじめ」の定義に基づき、いじめを認知する際、いじめかどうかを判断する基準となるもの（教員【複数回答】）（図8）

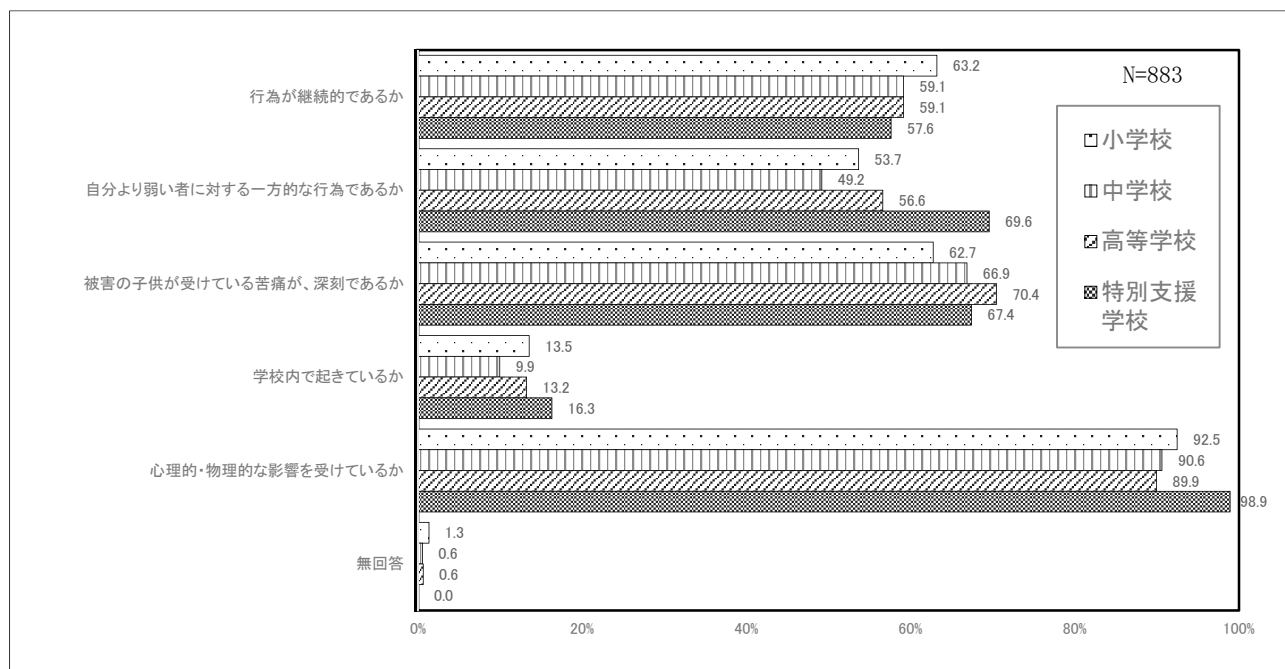


図8 いじめを判断する基準

法の定義に基づく「いじめ」の定義の基準として適当なのは、「心理的・物理的な影響を受けているか」だけである。しかし、過去の判断基準であった「行為が継続的であるか」、「弱い者に対して一方的か」、「苦痛が深刻か」等についても、多くの教員が現在も適当であると回答している。

オ 「学校いじめ防止基本方針」に対する理解（保護者【単数回答】）（図9）

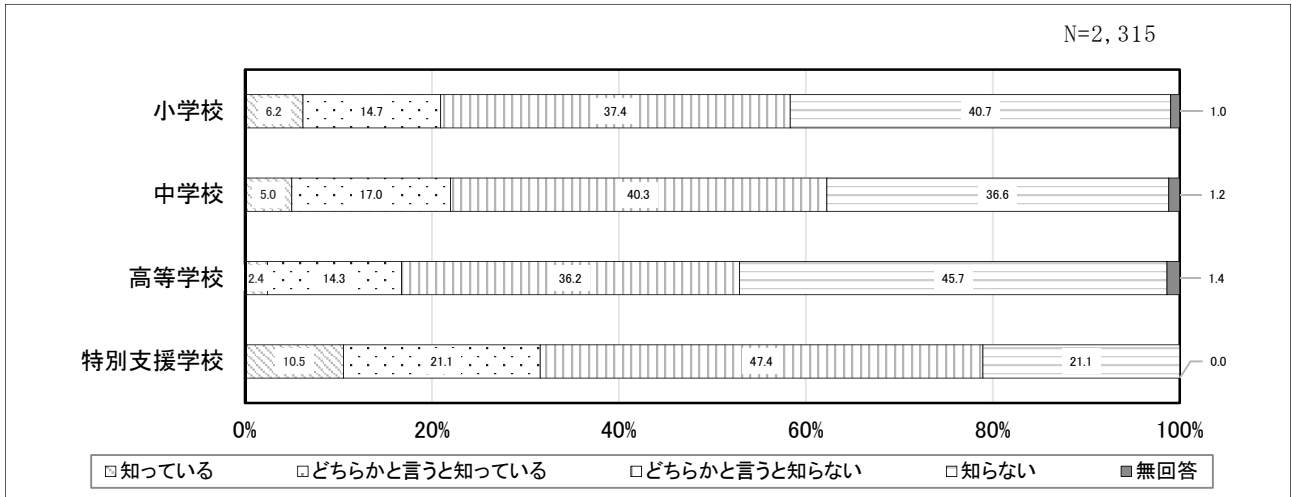


図9 「学校いじめ防止基本方針」の理解（保護者）

保護者に、学校いじめ防止基本方針に対する理解を訪ねたところ、「知っている」又は「どちらかと言うと知っている」は、小学校、中学校、高等学校で約2割、特別支援学校で約3割となっている。

カ 「学校いじめ防止基本方針」に対する理解（地域関係者【単数回答】）（図10）

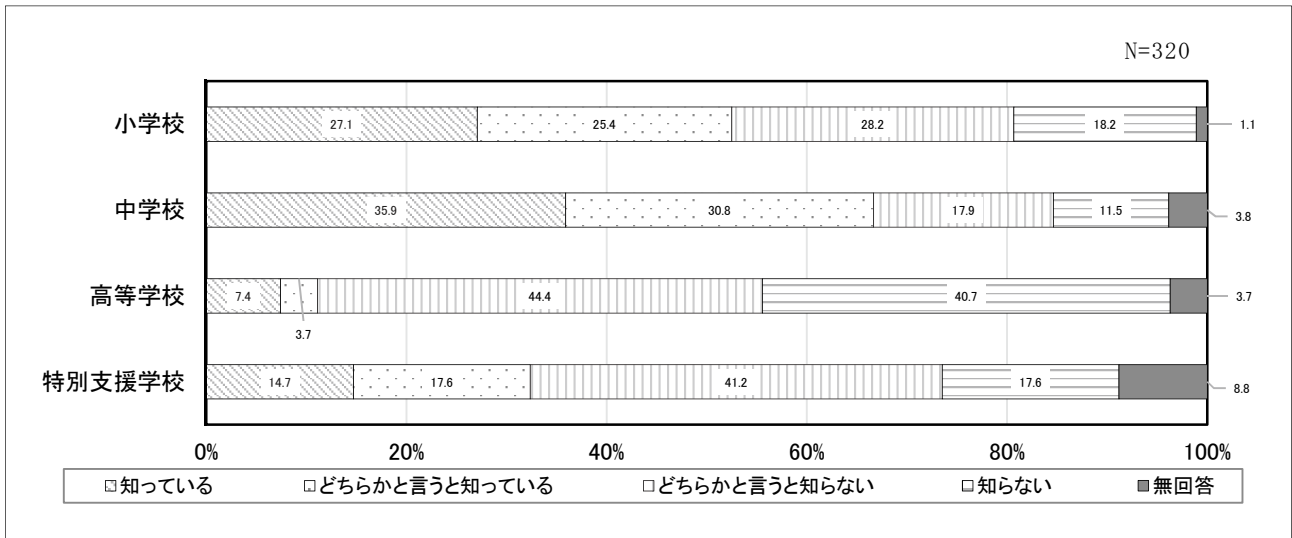


図10 「学校いじめ防止基本方針」の理解（地域関係者）

地域関係者は、小学校で約5割、中学校で約6割、高等学校で約1割、特別支援学校で約3割と、校種による違いがある。

(7) 調査結果全体を通じた考察

児童・生徒は、「自分と違う思いや考えを大切にする気持ちや態度を身に付ける学習」をした方がよいと考えている。また、いじめを止めるために「その場で自分がいじめを止めたいと思ったけれども、自分がいじめられると思って怖くてできなかった」と思っている。いじめの具体的な場面を想定して、実践力を高めていじめ防止等に取り組んでいくことが重要であると分かった。

今回の調査では、教員、保護者及び地域関係者に対して、「大人の間でのいじめやからかいが、子供のいじめを助長していると思うか」という共通の質問を行った。その結果、大人の間でのいじめが、子供のいじめに影響を及ぼしていると思うと多くの大人が認識していることが明らか

になった。この共通認識を基に、「いじめを生まない環境づくり」につながる新たなプログラムを構築していきたい。

第5 研究の成果と今後の取組

1 研究の成果

(1) 保護者プログラム・地域プログラムの開発

今年度は、先行研究や「第3期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 答申」を踏まえ、研究部会や研究協力校での協議を中心にプログラムを開発した。プログラムの展開例、スライド資料、配布資料、事後アンケートを開発し、各校の実態に合わせて活用することができる形式で提案することができた。

(2) いじめ問題に対する調査を生かしたプログラムの作成

平成24年度の調査とほぼ同じ規模の調査を8年ぶりに実施することができた。調査結果の単純集計については、令和2年12月に終えたところである。

教員に対する調査では、いじめと判断する基準が教員により幅があること、保護者及び地域関係者に対する調査では、学校のいじめ防止の取組について保護者や地域関係者に十分に伝わっていないことなどの課題が明確になった。しかし、調査実施校の中には、各教員が調査に取り組むことで、いじめ問題への対応や教員自身の課題が明らかになり、教員自身が所属校の学校いじめ防止基本方針を確認したり、理解を深めたりするきっかけとなった様子が見受けられた。また、学校いじめ防止基本方針の見直しや、組織的対応の具体化に取り組んだ学校もあった。これらの事例は、プログラムを開発する上で大いに参考となった。（【参考資料】令和2年度教員「いじめについての質問調査票」（追加項目を一部抜粋）参照）

児童・生徒に対する調査では、いじめ問題の解決に向けた児童・生徒の思いを生かし、学習プログラムを充実・推進させていくための示唆を得ることができた。

本論では、十分に紹介することができなかったが、調査結果の一部を生かし、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」下巻の各プログラムを作成することができた。

(3) 保護者プログラム・地域プログラム実施の有効性

保護者及び地域関係者を対象に質問紙調査を実施することで、保護者プログラム及び地域プログラムを開発していくための示唆を得ることができた。学校の取組や学校のいじめ防止基本方針について、学校は周知しているが、保護者や地域関係者の理解は十分ではない実態が明らかになった。各校の状況や校種の違いを踏まえた課題等を把握し、今後のプログラムの開発につなげる必要がある。

さらに、研究協力校での協議や質問紙を活用した研修を通じて、教員が保護者プログラムや地域プログラムを実施すること自体が、学校のいじめ防止に向けた様々な取組に対する理解を深めたり取組の意義を再確認したりすることにつながるということが明らかになった。プログラム実施の有効性を伝え、各校での活用を促していきたい。

2 今後の取組

(1) 調査の詳細な分析

令和2年5月から6月にかけて実施する予定であった調査は、新型コロナウイルス感染症の

感染拡大や、緊急事態宣言の発令に伴う休校の影響もあり、8月から9月にかけて実施した。その集計を10月から11月にかけて行ったが、詳細な分析を行う時間は十分ではなかった。次年度、さらにいじめ問題に対する意識や取組について、各項目や項目間の関連等、分析を進めていく予定である。

(2) プログラムの実証調査に基づく、保護者プログラム・地域プログラムの修正

研究部会や研究協力校での協議を通じて開発した保護者プログラムと地域プログラムは、汎用性のある内容となるよう、学校の実態に応じて修正可能な内容となることを目指した。今後は、調査結果によって明らかになった校種別及び学校別の課題、普段の教育活動で課題になっていること等を踏まえ、各校の実態に合わせてプログラムの修正・改善を図っていく。

また、各校で活用した結果、どのような課題があったのか等を詳細に把握し、プログラムの更なる改善を図っていく。また、校種別のプログラムモデルの提案も検討する。

(3) 都教委訪問の実施「いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために」

教員を対象とした質問紙調査をすることで、いじめの定義や所属校の学校いじめ防止基本方針等に対する理解を把握することができる。質問紙は、実態把握のツールとして活用するだけでなく、教員自身の理解を把握し、それに基づいて協議をすることで、自校のいじめ問題への対応について共通理解を図る研修ツールとすることができる。このことは、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会からの提言「（4）教職員間の情報共有を大切にしよう。」につながる。

都教委訪問では、保護者プログラム・地域プログラムの活用を通じて、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の充実を推進する。

【参考資料】令和2年度 教員「いじめについての質問調査票」（追加項目を一部抜粋）

教員に対する質問紙調査のうち、いじめ問題に対する取組やいじめの定義に対する理解に関する質問内容の一部を紹介する。

- 11 「いじめ防止対策推進法」に定められた「いじめ」の定義についてお尋ねします。
- (1) 「いじめ防止対策推進法」に定められた「いじめ」の定義を理解していますか。当てはまる番号に○をつけてください。
- | | |
|-----------------|----------------|
| 1 している | 2 どちらかと言うとしている |
| 3 どちらかと言うとしていない | 4 していない |
- (2) 現行の「いじめ」の定義に基づき、いじめを認知する際、いじめかどうかを判断する基準となるのは、次のうちどれですか。全て選び、番号に○をつけてください。
- | |
|-------------------------|
| 1 行為が継続的であるか |
| 2 自分より弱い者に対する一方的な行為であるか |
| 3 被害の子供が受けている苦痛が、深刻であるか |
| 4 学校内で起きているか |
| 5 心理的・物理的な影響を受けているか |
- (3) いじめを認知する際、児童・生徒のどのような点で気付くことが多いですか。特に多い点を三つ選び、番号に○をつけてください。
- | |
|---|
| 1 表情・態度（笑顔がなく、沈んでいる。いつも一人ぼっちである。など） |
| 2 身体・服装（身体に原因が不明の傷等がある。けがの原因を聞いても曖昧に答える。など） |
| 3 持ち物・金銭（靴や筆箱等が隠される。ノートや教科書に落書きがある。など） |
| 4 言葉・言動（欠席や遅刻、登校渋りが多くなる。他の子供から言葉掛けをされない。など） |
| 5 遊び・友人関係（遊びの中に入っていない。笑われたり冷やかされたりする。など） |
| 6 教職員との関係（教職員と目線を合わせない。教職員との会話を避ける。など） |
- 12 所属校の「学校いじめ防止基本方針」に関する次の項目の内容について、どの程度知っていますか。当てはまる番号に、それぞれ○をつけてください。
- | | 知っている | どちらかと言うと知っている | どちらかと言うと知らない | 知らない |
|----------------------|-------|---------------|--------------|------|
| (1) いじめ防止に関する基本的な考え方 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (2) いじめ防止のための組織 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (3) いじめ防止年間計画 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (4) いじめの未然防止 | 1 | 2 | 3 | 4 |

いじめ防止等の対策を推進する研究（1年次）

(5) いじめの早期発見	1	2	3	4
(6) いじめを認知した場合の対応	1	2	3	4
(7) 重大事態への対処	1	2	3	4
(8) 関係機関との連携	1	2	3	4
(9) 教職員それぞれの役割	1	2	3	4

13 所属校の「学校いじめ対策委員会」についてお尋ねします。

(1) 「学校いじめ対策委員会」の役割に関する次の項目について、どの程度知っていますか。当てはまる番号に、それぞれ○をつけてください。

	知っている	どちらかと言うと知っている	どちらかと言うと知らない	知らない
① 年間指導計画の作成・実施	1	2	3	4
② 定例会議の設定	1	2	3	4
③ 情報収集・共有	1	2	3	4
④ いじめの認知	1	2	3	4
⑤ 対応方針の協議	1	2	3	4
⑥ 成果検証・「基本方針」の改善	1	2	3	4
⑦ 対応を行う担任等への指導・助言	1	2	3	4
⑧ 記録の保管・引継ぎ	1	2	3	4

(2) 「学校いじめ対策委員会」の構成員を知っていますか。

1 知っている	2 どちらかと言うと知っている
3 どちらかと言うと知らない	4 知らない

(3) 「学校いじめ対策委員会」は、どのくらいの頻度で実施されていますか。

1 週一回程度	2 月一回程度
3 学期に一回程度	4 年一回程度
5 不定期（必要に応じて実施）	6 その他（ ）

14 あなたが、「いじめやいじめの疑いがある状況」を見たり聞いたりしたときのことについてお尋ねします。

(1) すぐに周囲の同僚に相談や報告をしていますか。当てはまる番号に○をつけてください。

1 している	2 どちらかと言うとしている
3 どちらかと言うとしていない	4 していない

(2) どのように情報を報告したり、記録したりしていますか。当てはまる番号に、それぞれ○をつけてください。

	している	どちらかと言うと知っている	どちらかと言うと知らない	していない
① 口頭で報告している	1	2	3	4
② 記録を作成している	1	2	3	4
③ 管理職や生活指導主任と共有している	1	2	3	4
④ 全教員で共有している	1	2	3	4

15 「いじめ」の未然防止のために、あなたの学校では、どのようなことに取り組んでいますか。取り組んでいる内容には○を、特に力を入れて取り組んでいる内容には◎を全てつけてください。

- 1 () いじめは決して許されないことなどを伝えるポスター、新聞等の制作・掲示
- 2 () 「いじめ防止標語」や歌、キャラクターの作成・掲示
- 3 () いじめは絶対に許されない行為であること等を理解する学習
- 4 () どのような行為がいじめに該当するかを考える学習
- 5 () いじめの傍観者にならないように、いじめを止めさせる行動をとることの大切さを理解する学習
- 6 () 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施
- 7 () ストレスや困難に対処する方法の学習
- 8 () 友達から悩みや不安を伝えられた時の対応についての学習
- 9 () 子供たち同士が互いの良さを認め合い、信頼を高めることができる取組
- 10 () いじめを自分たちの問題として捉え、行動できるようにする取組
- 11 () いじめ防止に向けた子供の取組が活発に行われるようにするための推進役を担うリーダーの育成
- 12 () 「ホワイト・リボン運動」等の児童会・生徒会活動によるいじめ防止の取組
- 13 () 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくりに関する取組
- 14 () 「いじめ防止月間」や「ふれあい月間」における取組
- 15 () その他 []

16 大人の間でのいじめやからかいが、子供のいじめを助長していると思いますか。当てはまる番号に○をつけてください。

1 していると思う	2 どちらかと言うとしていると思う
3 どちらかと言うとしていないと思う	4 していないと思う

17 普段から、職場での良好な人間関係を保つために、どのようなことを心掛けていますか。当てはまる答えを全て選び、番号に○をつけてください。

1 挨拶をする	2 積極的にコミュニケーションを図る
3 話しやすい雰囲気をつくる	4 不安や心配事があれば、伝え合う
5 多様な考え方があることを理解する	6 嫌なことは嫌とはっきりと示す
7 その他 ()	